

(9) 児童虐待への対応

(北九州市子どもを虐待から守る条例の推進)

～子どもの命と育ちを守る～

現状・課題

● 児童虐待は子どもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案であることから、虐待をしない・させない社会づくりを進めるために、これまでも育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」などを通して関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めてきました。

● 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加していますが、これは本市の目指す「早期発見・早期対応」の取り組みが進捗しているためと考えられ、全国的にもこの件数は増加しています。一方では、子どもの生命を脅かすような重篤な事案が頻繁に報道されており、本市においても子どもを虐待から守るための取り組みをさらに推進していく必要があります。

● 平成31年4月1日に施行された「北九州市子どもを虐待から守る条例」では、前文で「市民が一丸となって子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守る」とうたい、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めるとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。

方向性

● 児童虐待の発生を初期の段階で予防することが重要であり、乳幼児健診未受診者フォローアップの実施、子どもとその家族の健康や養育状態を見極めた支援の実施、様々な相談支援による育児の不安や負担感の軽減などの取り組みを、児童虐待防止の観点で改めて捉え直し、各家庭に対する伴走支援を強めていきます。

● 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、子ども総合センターへの現職警察官・警察OBの配置、児童虐待防止医療ネットワークの整備などにより、警察や病院等の関係機関との連携を強化するとともに、子ども総合センターと各区の子ども・家庭相談コーナーが緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速かつ適切に対応していきます。

● 子ども総合センターにおいては、法令の配置基準等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司、弁護士等の専門職を引き続き適切に配置するとともに、職員に必要な研修を受講させること等により、専門性の向上を図っていきます。

● 「北九州市子どもを虐待から守る条例」を踏まえ、条例の周知を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に必要な施策を講じていきます。

主な取り組み

①児童虐待の未然防止

■ 子ども・家庭相談コーナー〔子育て支援課〕
64ページを参照してください。

■北九州市子どもを虐待から守る条例

〔子育て支援課〕

子どもが虐待から守られるよう、市民が一丸となって子どもの命と育ちを守るため、市・市民・保護者・関係機関等及び事業者の責務を定めた「北九州市子どもを虐待から守る条例」を議員提案により平成30年12月12日に制定し、平成31年4月1日に施行しました。

児童虐待防止への理解を深めるため、出前講演や児童虐待防止推進月間の講座・行事での啓発等を通じて、本条例の市民への周知を図っています。

②児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

■ 子ども総合センター（児童相談所）

子育てに関する悩みや不安、児童虐待、いじめ、不登校等、さまざまな課題に総合的に対応する全市レベルの専門・技術的機関です。

子ども総合センター

児童相談所

機能

児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関

対象者

18歳未満の児童（児童福祉法上の児童）

業務

●相談

児童に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じます。

●調査・診断・判定

児童福祉司、児童心理司、医師等の専門職員が、子どもや家庭等の問題について調査や診断をします。また診断に基づいた各種の認定も行っています。

●指導・治療

在宅の場合には、助言や継続指導等のほか、行政処分である「措置による指導」も行います。また、必要に応じて、箱庭療法や家族療法、カウンセリングその他の心理治療を行います。

●一時保護

緊急に児童の保護が必要な場合、適切な援助指針を定めるため行動観察を行う必要がある場合、また児童の指導上、短期の入所保護により生活指導・心理治療等が必要な場合、子どもを短期間家庭から離し、一時保護を行います。

●施設措置

長期にわたる訓練が必要な場合や、家庭で養育することが困難な場合に保護者の同意を得て、児童を児童福祉施設に入所または通所させたり、里親に委託します。

●強制的援助

児童虐待等により家庭で児童を育てることが不適当と判断され、保護者が施設措置に同意しない場合などでは、保護者の意思に反して児童を保護するためにいくつかの権限があります。

●その他

- ・研修会の開催
- ・児童虐待防止（子ども人権擁護）事業
- ・里親事業、一日里親事業
- ・ペアレントトレーニング事業
- ・Eメール相談
- ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会

24時間子ども相談ホットライン

093-881-4152

機能

24時間365日体制の電話相談窓口

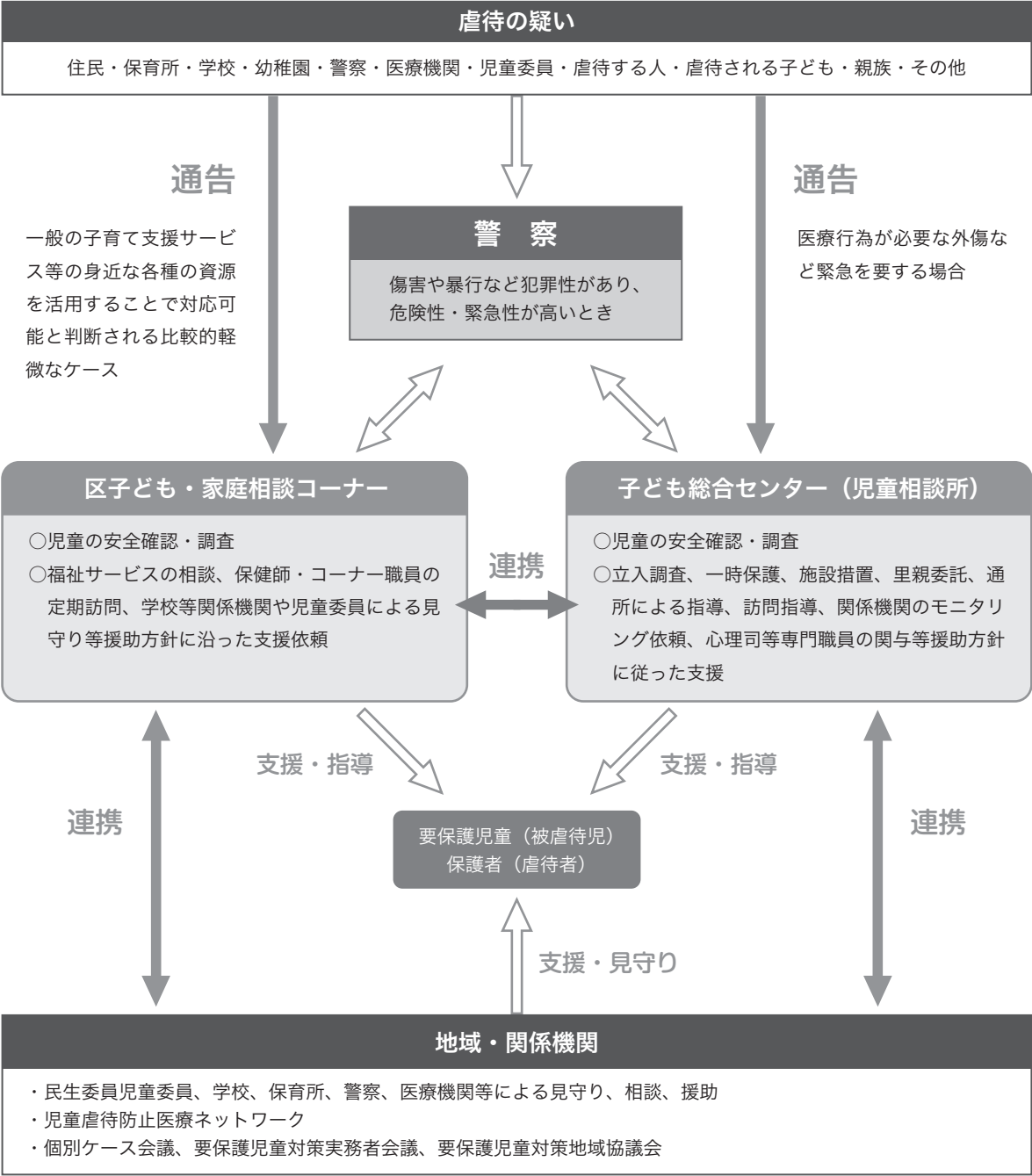
相談内容

育児、いじめ、虐待、不登校など子どもに関するさまざまな相談を経験豊富な電話相談員（サポーター）が受け付けます。

- ・Eメールでの相談も受け付けます。
E-mail:ho-soudan1@mail2.city.kitakyushu.jp
- ・LINEでの相談も受け付けます。
相談時間は10時～20時（12/29～1/3は除く）



児童虐待通告対応のフロー



■家族のためのペアレントトレーニング事業〔子ども総合センター〕

「虐待を行った保護者」や「養育不安のある保護者」に対し、カウンセリング、養育技術習得のための心理教育やグループワーク等を行い、虐待を受けた子どもの家庭復帰や養育不安家庭への心理的・实际的援助を行っています。

虐待を行った保護者に対して「家族再統合コース」、養育不安を持つ保護者に対して「養育不安コース」の2種類を実施しています。

◆登録家族数

年度	家族再統合コース	養育不安コース
元	12家族	14家族
2	11家族	4家族
3	9家族	8家族
4	6家族	8家族
5	11家族	12家族

◆児童虐待相談対応件数の推移

年度	件数	児童人口	児童一人 中の件数	養護相談	養護相談中 虐待の相談割合	全相談件数	全相談中 虐待の相談割合
元	2,110件	142,874人	147.68件	3,098件	68.1%	7,577件	27.8%
2	2,355件	140,584人	167.50件	3,454件	68.2%	6,743件	34.9%
3	2,363件	138,161人	171.03件	3,596件	65.7%	8,668件	27.3%
4	2,515件	135,582人	185.49件	3,420件	73.5%	6,862件	36.7%
5	2,855件	132,978人	214.70件	3,764件	75.9%	7,863件	36.3%

◆虐待の種類別件数の推移

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
元	486件	17件	1,183件	424件	2,110件
2	501件	16件	1,543件	295件	2,355件
3	524件	18件	1,548件	273件	2,363件
4	504件	32件	1,592件	387件	2,515件
5	598件	30件	1,872件	355件	2,855件

◆年齢別・虐待の種類別件数

①身体的虐待

年度	就学前児童	小学生	中学・高校生 その他	計
元	160件	205件	121件	486件
2	173件	188件	140件	501件
3	174件	215件	135件	524件
4	132件	226件	146件	504件
5	164件	236件	198件	598件

③心理的虐待

年度	就学前児童	小学生	中学・高校生 その他	計
元	623件	369件	191件	1,183件
2	731件	538件	274件	1,543件
3	784件	513件	251件	1,548件
4	692件	553件	347件	1,592件
5	743件	671件	458件	1,872件

②性的虐待

年度	就学前児童	小学生	中学・高校生 その他	計
元	5件	5件	7件	17件
2	3件	5件	8件	16件
3	3件	11件	4件	18件
4	8件	11件	13件	32件
5	9件	3件	18件	30件

④ネグレクト

年度	就学前児童	小学生	中学・高校生 その他	計
元	203件	156件	65件	424件
2	150件	106件	39件	295件
3	127件	100件	46件	273件
4	172件	151件	64件	387件
5	117件	151件	87件	355件

○相談の種類と内容

相談の種類		内 容
相 養 談 護	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢、拒否(ネグレクト)。
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
相 保 談 健	保健相談	低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、臆黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに入分類する。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談。

(厚生労働省『児童相談所運営指針』令和5年3月改定版による)

◆子ども総合センター(児童相談所)の相談受付件数

年度	元	2	3	4	5
養護	2,989 件	3,379 件	3,513 件	3,315 件	3,665 件
うち虐待	2,057 件	2,331 件	2,332 件	2,481 件	2,833 件
占める割合	40%	51%	41%	49%	47%
障害	2,735 件	1,861 件	3,808 件	2,796 件	3,349 件
肢体不自由	22 件	24 件	20 件	13 件	16 件
視聴覚障害	1 件	1 件	0 件	3 件	1 件
言語発達障害等	242 件	181 件	247 件	172 件	196 件
重症心身障害	108 件	70 件	91 件	93 件	128 件
知的障害	2,146 件	1,445 件	3,217 件	2,425 件	2,863 件
発達障害相談等	216 件	140 件	233 件	90 件	145 件
占める割合	37%	28%	44%	42%	43%
非行	63 件	67 件	54 件	72 件	78 件
ぐ犯行為等	13 件	16 件	4 件	16 件	20 件
触法行為等	50 件	51 件	50 件	56 件	58 件
占める割合	1%	1%	1%	1%	1%
育成	1,507 件	1,206 件	1,140 件	456 件	527 件
性格行動	800 件	637 件	683 件	385 件	447 件
不登校	425 件	320 件	296 件	59 件	58 件
適性	33 件	13 件	9 件	6 件	6 件
育児・しつけ	249 件	236 件	152 件	6 件	16 件
占める割合	20%	18%	13%	7%	7%
保健・その他	156 件	136 件	57 件	86 件	114 件
占める割合	2%	2%	1%	1%	2%
合 計	7,450 件	6,649 件	8,572 件	6,725 件	7,733 件

※自閉症相談は、平成26年度より発達障害相談等へ名称が変更となりました。

◆24時間子ども相談ホットライン相談受付件数

年度	元	2	3	4	5
養護	1,511 件	1,751 件	1,682 件	1,506 件	1,772 件
うち虐待	349 件	369 件	304 件	338 件	339 件
障害	71 件	33 件	18 件	37 件	29 件
肢体不自由	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件
視聴覚障害	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件
言語発達障害等	3 件	2 件	2 件	1 件	0 件
重症心身障害	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件
知的障害	7 件	1 件	1 件	5 件	5 件
発達障害相談等	60 件	29 件	15 件	28 件	24 件
非行	6 件	4 件	2 件	6 件	4 件
ぐ犯行為等	6 件	2 件	1 件	6 件	4 件
触法行為等	0 件	2 件	1 件	0 件	0 件
育成	1,583 件	1,330 件	1,283 件	1,037 件	811 件
性格行動	844 件	682 件	608 件	568 件	466 件
不登校	78 件	49 件	48 件	125 件	64 件
適性	35 件	12 件	5 件	22 件	7 件
育児・しつけ	626 件	587 件	622 件	322 件	274 件
保健・その他	184 件	213 件	249 件	519 件	551 件
不明	2,054 件	1,791 件	731 件	994 件	1,121 件
合 計	5,409 件	5,122 件	3,965 件	4,099 件	4,288 件

※自閉症相談は、平成26年度より発達障害相談等へ名称が変更となりました。

◆Eメール相談受付件数

年度	元	2	3	4	5
合 計	141 件	190 件	212 件	145 件	157 件